

船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 市長は、船橋市内に設置された老人福祉法（昭和38年法律第133号）にいう養護老人ホーム及び軽費老人ホームで地方公共団体以外の者が設置したもの（以下「民間老人福祉施設」という。）の職員の待遇改善及び入所者の処遇向上を図るため、民間老人福祉施設を設置経営する者に対し予算の範囲内において、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象職種)

第2条 補助の対象となる職種は、民間老人福祉施設に勤務する生活相談員、介護職員、支援員、看護職員（以下「生活相談員等」という。）とする。

(補助対象職員)

第3条 補助の対象となる職員は、前条で定める職種で、民間老人福祉施設において市の定める基準を上回って雇用される専任の常勤職員とする。なお、補助対象職員が常勤職員以外の者である場合、市の定める基準により常勤換算方法が認められている職種にあっては、常勤職員が勤務すべき時間数（1週間に勤務する時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）を満たした場合、常勤職員とみなし補助対象とする。また市の定める基準により常勤換算方法が認められていない職種にあっては、1日6時間以上、かつ、月20日以上勤務している者にあつては、これを常勤職員とみなし補助対象とする。

(認定協議)

第4条 補助事業の認定協議を受けようとするときは、市長が定める期日までに船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助事業認定協議申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の認定)

第5条 市長は前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、補助事業の認定職員（以下「認定職員」という。）を認定し、船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助事業認定書（第2号様式）により通知するものとする。

2 前項に掲げる認定職員の限度数は、一つの施設において次のとおりとする。

定員50人未満 1名

定員50人以上 2名

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の1と2を比較していずれか少ない額（以下「補助所要額」という。）とする。

- 1 認定職員1名について、「一般職の職員の給与に関する条例」第10条第1項第1号ア行政職給料表（1）1級19号給の給料月額に雇用月数（6月および12月にあつては、下記表に定める数を加えた数）を乗じて得た額（以下「補助基準額」という。）

雇用月	数
6月	当該事業が行われている年度の「一般職の職員の給与に関する条例」（以下「条例」という。）第28条第2項に規定された期末手当を6月に支給する場合における割合、および条例第28条の4第2項（1）に規定された勤勉手当の割合の総数とする。
12月	当該事業が行われている年度の条例第28条第2項に規定された期末手当を12月に支給する場合における割合、および条例第28条の4第2項（1）に規定された勤勉手当の割合の総数とする。

- 2 第5条により市長が認定した認定職員の雇用に係る経費（以下「職員雇用経費」という。）

ただし、補助対象職員は各月の初日に在籍している者について認定する。

(交付の申請)

第7条 第5条の規定により認定を受けた事業について、規則第3条の規定により補助金の交付申請をするときは、市長が定める期日までに船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助金交付申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付可否の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けること。
(市長が認める軽微な変更を除く。)
- (3) 補助金と事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後10年間保管しておくこと。

(変更等の承認申請)

第10条 規則第10条の規定により補助事業を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助事業変更(中止・廃止)申請書(第4号様式)により市長の承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第11条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、当該年度の3月31日までに船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助金実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助金交付要綱の規定により調製した用紙は、当分の間所用の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行し、改正後の民間老人福祉施設職員設置費補助金交付要綱の規定は、平成17年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年11月16日から施行し、改正後の民間老人福祉施設職員設置費補助金交付要綱の規定は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月11日から施行し、改正後の民間老人福祉施設職員設置費補助金交付要綱の規定は、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、改正後の民間老人福祉施設職員設置費補助金交付要綱の規定は平成20年度の予算に係る補助金から適用する。

ただし改正前の第2条の補助対象職種における調理員及び改正後の第3条本文の規定については、平成22年3月31日までを経過措置として、その間の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年1月7日から施行し、改正後の民間老人福祉施設職員設置費補助金交付要綱の規定は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年1月5日から施行し、改正後の民間老人福祉施設職員設置費補助金交付要綱の規定は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年11月28日から施行し、改正後の民間老人福祉施設職員設置費補助金交付要綱の規定は、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、改正後の民間老人福祉施設職員設置費補助金交付要綱の規定は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月17日から施行し、改正後の民間老人福祉施設職員設置費補助金交付要綱の規定は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月9日から施行する。

第1号様式

船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助事業認定協議申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地

法人名

代表者氏名

民間老人福祉施設職員設置費補助事業について、下記のとおり認定協議申請します。

施設種別：

施設名：

職名	氏名	採用年月日	認定申請期間	備考
		年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	

※添付書類 職員現員表（別紙）、辞令（写）、雇用契約書（写）、勤務割振表、
給与支給一覧

別紙

職員現員表

(施設名)

1

	総定数	施設長	事務員	生活相談員	支援員	介護職員
市の設置基準						
現員						

	看護師	栄養士	調理員等	医師	その他	備考
市の設置基準						
現員						

注) 非常勤職員数は () 内に別掲のこと。

2 現員名簿 (全職員)

職名	常勤・非常勤の別	氏名	資格 免許	生年月日	本年度中の勤続 (見込み) 期間	本給
					月 日～月 日	円
					月 日～月 日	円
					月 日～月 日	円
					月 日～月 日	円
					月 日～月 日	円
					月 日～月 日	円
					月 日～月 日	円
					月 日～月 日	円
					月 日～月 日	円
					月 日～月 日	円
					月 日～月 日	円
					月 日～月 日	円

注) 本給については、直近の月の支給額を記載のこと。

第2号様式

船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助事業認定書

年 月 日

様

船 橋 市 長 印

年 月 日付けで協議申請のあった船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助事業について、下記のとおり認定したので通知します。

施設種別： 施設名：

(認定職員)

職 名	氏 名	認定期間	備考
		年 月 日～ 年 月 日	
		年 月 日～ 年 月 日	

第3号様式

船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助金交付申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地

法人名

代表者氏名

船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助金の交付を受けたいので、船橋市補助金等の交付に関する規則第3条の規定により次のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画
- 3 申請額

円

添付書類

- 1 補助金所要額調書（別紙1）
- 2 事業費算出内訳表（別紙2）
- 3 収支予算（見込み）書抄本（別紙3）

(別紙1)

補助金所要額調書

(施設名：)

(単位：円)

対象経費支出予 定額 A	補助基準額 B	補助所要額 C	補助金申請額 D	備考

注1 「対象経費支出予定額 A」欄は、別紙2の事業費算出内訳表の「職員雇用経費計」欄の合計と一致させること。

2 「補助基準額 B」欄は、別紙2の事業費算出内訳表の「補助基準額」欄の合計と一致させること。

3 「補助所要額 C」欄は、別紙2の事業費算出内訳表の「補助所要額」欄の合計と一致させること。

(別紙2)

事業費算出内訳表

(施設名：)

(単位：円)

認定職員氏名			
認定期間	～	～	～
雇用予定月数	月	月	月
補助基準額			
本給			
扶養手当			
通勤手当			
期末勤勉手当			
特殊勤務手当			
時間外手当			
手当			
手当			
手当			
社会保険事業主負担金			
職員雇用経費計			
補助所要額			

(別紙3)

年度収支予算（見込み）書抄本

(施設名：)

(収入)

大区分	中区分	小区分	本年度予算額	説明（左のうち）
老人福祉事業収入	(養護老人ホーム) 措置事業収入 (軽費老人ホーム) 運営事業収入	(養護老人ホーム) その他の事業収入 (軽費老人ホーム) 補助金事業収入	千円	民間老人福祉施設職員設置費補助金 円

(支出)

大区分	中区分	本年度予算額	説明（左のうち）
人件費支出	職員給料支出 職員賞与支出 法定福利費支出 非常勤職員給与支出	千円	民間老人福祉施設職員設置費補助事業分 円

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

第4号様式

船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助事業変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地

法人名

代表者氏名

年 月 日付船橋市 指令第 号で交付決定のあった船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助事業について変更（中止・廃止）したいので、船橋市補助金等の交付に関する規則第10条の規定により次のとおり申請します。

記

変更（中止・廃止）理由

変更内容（変更の場合）

変更前

変更後

変更（中止・廃止）年月日

第5号様式

船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助金実績報告書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地

法人名

代表者氏名

印

年 月 日付船橋市 指令第 号で交付決定のあった船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助事業を下記のとおり実施したので、船橋市補助金等の交付に関する規則第12条の規定により報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 補助金精算書（別紙1）
- 3 支出済額内訳表（別紙2）

添付書類

収支決算（見込み）書抄本（別紙3）

(別紙1)

補助金精算書

(施設名：)

(単位：円)

対象経費 支出額	補 助 基準額	補 助 所要額	補助金 交 付 決定額	補助額 (C と D との低 い方の額)	備 考
A	B	C	D	E	

注1 「対象経費支出予定額 A」欄は、別紙2の支出済額内訳表の「職員雇用経費計」欄の合計と一致させること。

2 「補助基準額 B」欄は、別紙2の支出済額内訳表の「補助基準額」欄の合計と一致させること。

3 「補助所要額 C」欄は、別紙2の支出済額内訳表の「補助所要額」欄の合計と一致させること。

(別紙2)

支出済額内訳表

(施設名：)

(単位：円)

認定職員氏名			
認定期間	～	～	～
雇用月数	月	月	月
補助基準額			
本給			
扶養手当			
通勤手当			
期末勤勉手当			
特殊勤務手当			
時間外手当			
手当			
手当			
手当			
社会保険事業主負担金			
職員雇用経費計			
補助所要額			

(別紙3)

年度収支決算（見込み）書抄本

（施設名： _____ ）

（収入）

大区分	中区分	小区分	予算現額			説明（Cのうち）
			当初予算額 A	補正予算額 B	計（A+B） =C	
老人福祉 事業収入	(養護老人ホーム) 措置事業 収入 (軽費老人ホーム) 運営事業 収入	(養護老人ホーム) その他の 事業収入 (軽費老人ホーム) 補助金事 業収入	千円	千円	千円	民間老人福祉施 設職員設置費補 助金 円

（支出）

大区分	中区分	予算現額				説明（Dのうち）
		当初 予算額A	補正 予算額B	流用 増減額C	計（A+B +C）=D	
人件費支 出	職員給料支出 職員賞与支出 法定福利費支 出 非常勤職員給 与支出	千円	千円	千円	千円	民間老人福祉施 設職員設置費補 助事業分 円

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日